

## アベノメイカースペース会員規約

アベノメイカースペース（以下 AMS）の会員は、本規約で定めた規約に従い健全な創作活動を行う事とする。

### 記

（会員の義務）

#### 第1条

- 1 安全：人、ロボット、機械、備品を傷つけないこと  
作業：掃除やメンテナンス、ラボの改善など、運営に協力すること  
知識：「文書化」と「共有」に貢献すること

（会員の受けるサービスについて）

#### 第2条

- 1 AMS は 3D プリンター、CNC ルータ、レーザー加工機等のデジタル工作機械と場所の「シェアサービス」および「使い方教室」を提供する。

（施設の利用）

#### 第3条

- 1 会員は施設、設備を定められた料金で使用できる。
- 2 会員が使用できる施設、設備は以下の通りとする。
  - （1） AMS のスペース  
5 4 5 - 0 0 2 1 大阪市阿倍野区阪南町 2 - 1 0 - 2 0 A ハイ ツ A 1 F
- 3 会員は許可なく備品等を持ち出してはならない。
- 4 施設、設備及び備品に関し、会員の責めに帰すべき事由により損害が発生した際は、その全てを会員の責任と費用負担で賠償しなければならない。ただし、保険で賄える場合は保険を適用し、費用負担を軽減するものとする。
- 5 持ち込んだ PC 等は盗難に会わないように会員の責任で管理する事
- 6 活動に必要な材料については、AMS で取り扱っている材料については、AMS で購入した物を用いるものとします。AMS で取り扱っていない材料に限り、材料の持ち込みを許可する。
- 7 消耗品（3D プリンタのフィラメント等）は AMS で用意し、利用量に応じて課金するものとする。
- 8 3D プリンタ、レーザー加工機（Mira 5）、刺繍ミシンは AMS の請け負いの仕事で使用される場合はそちらを優先させるものとする。AMS 会員は空き時間に使用する事ができるものとする。（別途料金表参照）

(知的財産権の定め・権利の不取得)

#### 第4条

- 1 設計図、デザイン、講習、イベント内容及び講師が所有するノウハウ等の知的財産権については、全て講師に帰属するものとする。ただし、講師が許可、推奨する場合はブログ、SNS等で作品の写真を公開しても良い。
- 2 AMS が権利を有する著作権、商標権、意匠権、特許権及びその他の権利に関する利用若しくは使用の権利を、会員に許諾するものではない。
- 3 AMS 会員は、本契約で認められた利用以外は、施設、設備等についての占有権及び排他的使用権、賃借権等一切の権利を取得するものではなく、AMS 会員はこれらの権利の一切を主張しない。(機材、スペースを AMS 会員同士、譲り合って使う事)

(宣伝活動)

#### 第5条

- 1 会員は許可なく、宗教や営利、非営利目的の勧誘、営業活動を行わない事。
- 2 AMS (講師) が、本件業務にかかる販促物等を製作し他会員等への配布等の告知活動(以下「販促行為」という。)を行いたい場合は、予め AMS 代表に申し入れを行い、認められた場合に限るものとし、AMS (講師) が独自で販促行為を行ってはならない。

(瑕疵担保責任)

#### 第6条

会員は、会員が販売した商品や役務等のサービスの保証、瑕疵担保責任及び苦情等につき、自らの責任と費用負担において対応するものとし、AMS 及び他会員に一切迷惑をかけるものとする。

(各種教室講師)

#### 第7条

- 1 各種教室の講師は、業務の実施にあたり業務従事者の名簿を代表に提出し、その内容に変更があったときは、遅滞なくこれを届け出るものとする。また、業務従事者を不適任と判断した場合は、協議の上、交代させることができるものとする。
- 2 有料教室の受講料は店舗のレジにて支払いを行うものとし、後日受講料の 70%を講師に支払うものとする。30%は AMS 運営費に当てるものとする。
- 3 有料教室の金額、時間は講師と AMS 代表とで相談の上決めるものとする。

本覚書に定めのない内容は都度検討、追記するものとする。

以上